

# 香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

平成19年4月1日

条例第19号

改正 平成21年7月3日 条例第5号

平成27年7月23日 条例第4号

平成28年2月24日 条例第3号

## 目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第12条）

第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示（第13条—第25条）

第2節 訂正（第26条—第32条の2）

第3節 利用停止等（第33条—第37条）

第4章 審査請求等（第37条の2—第40条）

第5章 香川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（第41条・第42条）

第6章 雑則（第43条—第48条）

第7章 罰則（第49条—第53条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、香川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、広域連合行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年

月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

- (2) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第18号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (8) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人の権利利益を十分尊重して、この条例を解釈し、運用するとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民（県内に住所を有する者及び県内に住所を有しないが、実施機関に個人情報が保有されている者をいう。）は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務登録簿の作成)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を検索することができる行政文書等を利用するものについて、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、広域連合の事務所において一般の閲覧に供さなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 個人情報の利用等の範囲
- (6) 個人情報の記録の内容

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報取扱事務
- (2) 犯罪の捜査に関する個人情報取扱事務
- (3) 実施機関の職員又は職員であった者（以下「実施機関の職員等」とい

う。)に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務

- 4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、当該取扱目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関があらかじめ香川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集することが事務の執行上やむを得ない場合又は本人以外の者から収集することについて相当の理由がある場合であって、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

- 3 実施機関は、本人から個人情報を収集する場合は、次に掲げるときを除き、あらかじめ、本人に対し、その個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で特定した利用の目的(以下「利用目的」という。)を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、広域連合の機関、国の機関、他

の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

4 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等の定めがあるとき。

(2) 実施機関が香川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて個人情報取扱事務の性質上当該個人情報が必要不可欠であると認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は、提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利を不当に侵害するおそれがあるとき認められるときは、この限りでない。

(1) 法令等の定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 広域連合の機関、国の機関、他の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る保有個人情報を利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

- (6) 保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ香川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、前項の規定により実施機関以外の者に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は当該保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(情報提供等記録の利用の制限)

第8条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の4 実施機関は、番号法第19条の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(オンライン結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、法令等の規定に基づき提供する場合を除き、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合し、保有個人情報を当

該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。)により、保有個人情報を実施機関以外の者へ提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置が講じられていると認めるときは、オンライン結合により、保有個人情報を実施機関以外の者へ提供することができる。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外の者に委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から前項に規定する事務の委託を受けた者は、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項に規定する事務の委託を受けた者及び当該事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(職員等の義務)

第12条 実施機関の職員等は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## 第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等

### 第1節 開示

(開示請求権)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示を請求（以下「開示請求」という。）することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

3 死亡した者を本人とする保有個人情報については、その死亡の当時における次に掲げる者（以下「遺族」という。）に限り、実施機関に対し、当該保有個人情報の開示請求をすることができる。

(1) 当該死亡した者の配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）及び2親等内の血族

(2) 当該死亡した者の3親等内の親族（前号に掲げる者がいない場合に限る。）

（開示請求の手続）

第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該開示請求に係る保有個人情報の本人若しくはその代理人又は遺族であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかに該

当する場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者に係る情報であって、開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの
- (3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの
- (4) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- (5) 広域連合の機関、国の機関、他の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、広域連合、国、他の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 開示することにより、人の生命、身体、財産及び社会的な地位の保護、

犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(7) 第13条第2項の規定により代理人から開示請求がなされた場合であつて、開示することにより、当該本人の利益に反することとなると認められる情報

(一部開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の場合において、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示をしない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しな

なければならない。この場合において、当該保有個人情報、期間の経過により、不開示情報を含まないこととなることが明らかであるときは、その時期を明示しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求書の提出された日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求書が提出された日から起算して30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第21条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求書が提出された日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他、他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案

を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第19条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第23条 開示請求に係る保有個人情報に広域連合及び開示請求者以外の者（以下この条、第39条及び第40条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第19条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与なければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第15条各号に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書（第38条及び第39条において

「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第24条 保有個人情報の開示は、保有個人情報が文書、写真又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、閲覧又は写しの交付の方法による個人情報の開示にあつては、当該個人情報が記録された行政文書が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、その他相当の理由があるときは、当該行政文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

3 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(費用の負担)

第25条 この条例の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 保有特定個人情報の開示請求において、実施機関は、経済的困難その他の特別な理由があると認めるときは、当該保有特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

## 第2節 訂正

(訂正請求権)

第26条 何人も、実施機関から開示を受けた自己又は死亡した者を本人とする保有個人情報について事実には誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、死亡した者を本人とする保有個人情報の訂正の請求は、当該保有個人情報の開示を受けた遺族に限り、これを行うことができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による自己を本人とする保有個人情報の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

(訂正請求の手続)

第27条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。  
（保有個人情報の訂正義務）

第28条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する決定等）

第29条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第30条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求書が提出された日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第27条第3項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求書が提出された日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、訂正請求者に対し、延長後の期間の満了日及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

#### (事案の移送)

第31条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が第22条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他、他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第29条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

#### (保有個人情報の提供先への通知)

第32条 実施機関は、第29条第1項の決定に基づく保有個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

#### (保有情報提供等記録の提供先への通知)

第32条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止等

#### (利用停止等請求権)

第33条 何人も、実施機関から開示を受けた自己又は死亡した者を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）が

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求（以下「利用停止等請求」）をすることができる。ただし、死亡した者を本人とする保有個人情報の利用停止等請求は、当該保有個人情報の開示を受けた遺族に限り、これを行うことができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集したと認めるとき 当該保有個人情報の消去

(2) 第8条又は第9条の規定に違反して利用し、又は提供していると認めるとき 当該保有個人情報の利用又は提供の停止

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による自己を本人とする保有個人情報の利用停止等請求について準用する。

（特定個人情報の利用停止等請求権）

第33条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止等に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、又は第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。

（利用停止等請求の手續）

第34条 利用停止等請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止等請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止等請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止等請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止等請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止等請求について準用する。

（保有個人情報の利用停止等義務）

第35条 実施機関は、利用停止等請求があった場合において、当該利用停止等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止等請求に係る保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止等を行うことにより、当該保有個人情報に係る個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止等請求に対する決定等）

第36条 実施機関は、利用停止等請求に係る保有個人情報の利用停止等をするときは、その旨の決定をし、速やかに、利用停止等請求をした者（以下「利用停止等請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止等請求に係る保有個人情報の利用停止等を行わないときは、その旨を決定し、速やかに、利用停止等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止等決定等の期限）

第37条 前条各項の決定（以下「利用停止等決定等」という。）は、利用停止等請求書が提出された日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第34条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理

由があるときは、同項に規定する期間を利用停止等請求書が提出された日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、利用停止等請求者に対し、延長後の期間の満了日及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

#### 第4章 審査請求等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第37条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第38条 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第41条第1項に規定する香川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報を訂正することとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報を利用停止等することとする場合

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第39条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止等請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第40条 第23条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 香川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（設置等）

第41条 第38条の規定による諮問に応じて審査を行う機関は、香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第18号）第22条第1項に規定する香川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）とする。

2 審査会は、前項の審査を行うほか、個人情報保護制度の運営に関する重要な事項及び番号法第27条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（審査会の調査権限）

第42条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等に係る保有個人情報の提示を求めることが

できる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者に対し、出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（意見の陳述）

第42条の2 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第42条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第42条の4 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第42条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第42条の2第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第42条の5 審査会は、第42条第3項若しくは第4項又は第42条の3の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項及び次項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第42条の6 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

## 第6章 雑則

(苦情の処理)

第43条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第44条 広域連合長は、個人情報情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体

の協力の要請に応じるものとする。

(運用状況の公表)

第45条 広域連合長は、毎年1回、実施機関における制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(他の法令等との調整)

第46条 法令等の規定により、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等その他これらに類する手続が定められている場合については、第3章の規定は、適用しない。ただし、開示請求については、香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第18号）の規定は適用せず、この条例によるものとする。

(適用除外)

第47条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。第3号において同じ。）に含まれる個人情報
- (2) 統計法第2条第8項に規定する事業者母集団データベースに含まれる個人情報
- (3) 統計法第24条第1項又は第25条の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (4) 統計法第29条第1項の規定による求めに応じて提供された行政記録情報（同法第2条第10項に規定する行政記録情報をいう。）に含まれる個人情報
- (5) 広域連合の施設において、住民の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報

(委任)

第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 罰則

第49条 実施機関の職員等又は第11条第3項の委託を受けた事務に従事し

ている者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第50条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第51条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第52条 前3条の規定は、広域連合の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第53条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年7月3日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第47条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成27年7月23日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 ただし、特定個人情報の提供の制限に関する規定は、番号法附則第1条に掲げる規定の施行の日、情報提供等記録に関する規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日、審査会の設置等に関する規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月24日条例第3号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。